

松江市告示第 67 号

松江市認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業実施要綱（平成 26 年松江市告示第 14 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 14 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(軽減対象者の認定) 第 5 条 略 2 略 <b>3</b> <u>認定通知書の有効期間は、申請日の属する月の初日からその日の属する年(申請日の属する月が 8 月から 12 月までの間である場合は、申請日の属する年の翌年)の 7 月 31 日までとする。</u> <b>4</b> 軽減対象者は、有効期限内に前条各号に掲げる区分のうち該当するもの（以下「認定区分」という。）に変更があったとき、又は <u>同条各号</u> のいずれにも該当しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 <b>5</b> 略 (職権による認定区分の変更等) 第 6 条 市長は、 <u>前条第 4 項</u> の規定にかかわらず、軽減対象者の認定区分に変更があったと認めたとき、又は軽減対象者が第 4 条	(軽減対象者の認定) 第 5 条 略 2 略 <b>3</b> 軽減対象者は、有効期限内に前条各号に掲げる区分のうち該当するもの（以下「認定区分」という。）に変更があったとき、又は <u>前条各号</u> のいずれにも該当しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 <b>4</b> 略 (職権による認定区分の変更等) 第 6 条 市長は、 <u>前条第 3 項</u> の規定にかかわらず、軽減対象者の認定区分に変更があったと認めたとき、又は軽減対象者が第 4 条

各号のいずれにも該当しなくなったと認められたときは、職権により認定区分の変更又は認定の取消しをするものとする。

- 2 前条第 5 項の規定は、前項の決定について準用する。

様式第 3 号（第 5 条関係）

（表）

認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減対象者認定申請書

（あて先）松江市長

上記のとおり認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減の対象者認定申請をするとともに、私及び世帯員の市町村民税課税状況について税担当課の資料により調査されることに同意します。

また、この申請の結果について、市長が利用事業所に通知することに同意します。

年 月 日

略

（裏）

略

各号のいずれにも該当しなくなったと認められたときは、職権により認定区分の変更又は認定の取消しをするものとする。

- 2 前条第 4 項の規定は、前項の決定について準用する。

様式第 3 号（第 5 条関係）

（表）

認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減対象者認定申請書

（あて先）松江市長

上記のとおり認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減の対象者認定申請をするとともに、私及び世帯員の市町村民税課税状況について税担当課の資料により調査されることに同意します。

また、この申請の結果について、市長が利用事業所に通知することに同意します。

年 月 日

略

申請者

住所

電話番号

氏名

（裏）

略

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 3 月 14 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。